

令和6年度

保育所等における看護職員等の資質向上推進事業報告書



公益社団法人青森県看護協会

事業説明

- 目的** 保育所等に勤務する看護職員等を対象に、施設に感染管理認定看護師（以下「認定看護師」という。）を派遣するなどして、平時の感染対策を研修・実践することで感染対策の強化を図る。
- 委託元** 青森県こども家庭部こどもみらい課
- 事業内容**
- (1) 関係機関への説明等
 - (2) 感染管理認定看護師派遣
 - (3) 感染管理スキルアップ研修
 - (4) 事業報告書の作成
 - (5) アンケート調査の実施
- 事業の対象** 対象施設及び対象者は、県内の下記施設及び当該施設に就業している職員であること。
- ① 保育所（認可外保育施設含む）
 - ② 認定こども園
 - ③ 小規模保育事業所
 - ④ 家庭的保育事業所
 - ⑤ 事業所内保育事業所

保育施設への感染管理認定看護師派遣

青森県内の保育所等に感染管理認定看護師を派遣し、施設における課題解決の具体的な方法について、看護師等が役割を果たせるよう支援する。平時の感染対策を研修・実践することで感染対策の強化を図ることを目的とする。

令和6年6月から募集し実施枠20施設に対して33施設から申し込みがあり、当該保育所の近隣に勤務する認定看護師を派遣した。

P3 実施要領

P4 実施施設一覧

P5 講義資料の紹介

P11 実施結果

P14 派遣実施後調査

実施要領

1. **目的** 保育所等に勤務する看護職員等を対象に、施設に感染管理認定看護師を派遣するなどして、平時の感染対策を研修・実践することで感染対策の強化を図る。
2. **実施主体** 公益社団法人青森県看護協会
3. **実施期間** 令和6年7月～9月末
4. **派遣先** 感染管理認定看護師の派遣を希望する県内の保育所等20施設(先着順)
5. **対象者** 県内の保育所等(認可外保育施設含む)に就業している職員
※当協会会員・非会員は問わない
6. **事業概要** (1)事業実施に伴う関係者への周知・公募
(2)事業希望施設への認定看護師派遣
(3)その他(事業実施にあたり必要と思われるもの)
7. **活動内容** (1)派遣先での研修や指導・助言
(2)実施時間は60分～180分
(3)認定看護師が施設に出向くのは1回とする(事前の打ち合わせは含まない)。
8. **申込方法** 別に定める申込書に必要事項を記入し、開催希望日の1ヵ月前までにFAXまたはメールにより申込む。申込様式は当協会ホームページからダウンロードできる。
9. **申込期日** 6月30日(日)必着分まで。
ただし、申込状況により期日を変更する場合があります。
10. **費用** 無料
11. **手続き等** 申込書受理後、当協会より日時や派遣する認定看護師の連絡をする。
12. **事業運営** (1)ニーズに合う内容とするため、事前に派遣予定の認定看護師と打ち合わせを行う。
(2)研修に伴う資料印刷、会場準備、当日の運営等は施設側で行う。
(3)研修実施後は速やかに「実施報告書」を提出する。
(4)認定看護師の派遣に係る謝金・交通費等の経費については当協会の規程により協会が支給する。

【附 則】この要領は、令和6年5月31日より施行する。

実施施設一覧

No	施設名	保育所所在地	開催日	認定看護師所属施設	認定看護師
1	六ヶ所村立千歳平こども園	六ヶ所村	7月9日	公立野辺地病院	工藤 一美
2	おおぞら保育園	おいらせ町	7月18日	五戸総合病院	白山 英雄
3	こひつじ保育園	弘前市	7月29日	弘前大学医学部附属病院	尾崎 浩美
4	十和田みなみ幼稚園	十和田市	8月1日	平内中央病院	田中 律子
5	認定こども園なおみ園	五所川原市	8月2日	つがる総合病院	伝法谷 ゆか子
6	平賀保育園	平川市	8月7日	平川市国民健康保険碓ヶ関診療所	毛利 暢子
7	ふじこども園	弘前市	8月8日	弘前総合医療センター	伝法谷 一代
8	ゆきのご保育園	むつ市	8月9日	むつ総合病院	磯谷 千明
9	ら.ら.ら.保育園	弘前市	8月19日	弘前大学医学部附属病院	尾崎 浩美
10	日計こども園	八戸市	8月22日	八戸赤十字病院	中村 満江
11	新宮団地こども園	五所川原市	8月22日	つがる総合病院	伝法谷 ゆか子
12	第三白菊にこにこ保育園	十和田市	8月29日	十和田市立中央病院	藤井 真希
13	佃保育園	青森市	9月4日	芙蓉会村上病院	湊谷 育実
14	第二白菊保育園	十和田市	9月10日	五戸総合病院	白山 英雄
15	美郷こども園	黒石市	9月12日	黒石病院	斎藤 智
16	福地こども園	南部町	9月19日	八戸平和病院	中川原 舞子
17	にじいろ保育園	青森市	9月26日	青森市民病院	川口 理恵
18	合浦保育園	青森市	9月27日	あおもり協立病院	菊池 久美子
19	すずらん保育園	十和田市	9月27日	十和田市立中央病院	藤井 真希

講義資料の紹介

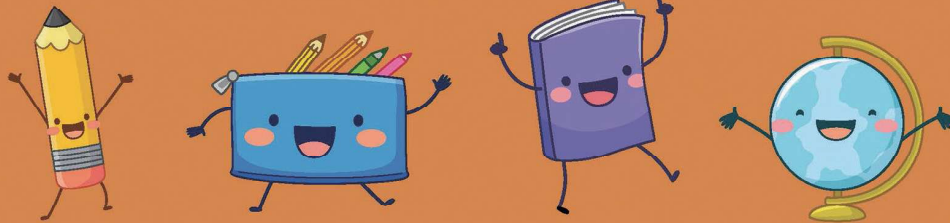
令和6年度保育所等における看護職員等の資質向上推進事業

保育施設における感染対策について

2024年7月29日

弘前大学医学部附属病院

感染管理認定看護師 尾崎浩美



本日の内容

1. 感染対策の基本
 - ・標準予防策
 - ・感染経路予防策
2. ケガの処置
3. 常備薬の使い方
4. その他

1. 感染対策の基本

感染対策の原則

感染成立の3要因への対策と病原体を

① 持ち込まない ② 持ち出さない ③ 拡げない

感染成立の3つの要因

```

    graph TD
      A[感染経路] --- B[感染経路の遮断]
      B --- C[病原体(感染源)]
      B --- D[宿主]
      C --- E[病原体(感染源)の排除]
      D --- F[宿主の抵抗力の向上]
    
```

保育施設における感染症対策

- ★ 抵抗力が弱く、身体の機能が未熟であるという乳幼児の特性等を踏まえる。
- ★ 感染症に対する正しい知識や情報に基づき、適切に対応することが求められる。
- ★ 日々感染予防の努力を続けていても、保育所内への様々な感染症の侵入・流行を完全に阻止することは不可能。
- ★ 感染症が発生した場合の流行規模を最小限にすることを目標として対策を行うことが重要。

「感染期間」

- ★ 人に感染させる期間のことを「感染期間」という。
- ★ 病原体によって感染期間は違う。
- ★ 症状がなくても感染させる可能性があるものや症状が消失していても感染させる可能性があるものもある。
- ★ それぞれの感染期間を知っておくことが必要。

「潜伏期間」

- ★ 病原体が体内に侵入してから症状が現れるまでには、ある一定の期間があり、これを「潜伏期間」という。
- ★ 潜伏期間は病原体の種類によって異なるため、乳幼児がかかりやすい主な感染症について、それぞれの潜伏期間を知っておくことが必要。

標準予防策（スタンダードプリコーション）

- ★ すべての血液、体液、分泌物（喀痰等）、嘔吐物、排泄物、創傷皮膚、粘膜等は感染源となり、感染する危険性があるものとして取り扱うという考え方。

標準予防策の実際

手指衛生	環境整備
個人防護具	リネン管理
呼吸器衛生/咳エチケット	安全な注射処置
患者配置	特別な腰椎穿刺処置の感染制御
機器・器具/器材	労働者の安全

2007 隔離予防策のためのCDCガイドラインより

具体的には、手指衛生（手洗いもしくは手指消毒）

血液、体液、排泄物等に触れるとき
↓
手袋着用※

血液、体液、排泄物等が飛び散る可能性があるとき
↓
手袋・マスク。エプロン・ゴーグル着用※

※手袋等を外したときは必ず手指衛生を行う

手指衛生の必要性

★手には汚れや病原微生物が付きやすいが、病原体は自分で移動しない。
★感染を引き起こす病原体の多くは汚染された**医療従事者**や**介護者の手指**を介して伝播する。

手に付着した汚れは洗い落とせる

病原体はどこから入るか

目、鼻、口から侵入

手指衛生を行わず、汚れた手で、目、鼻、口に触れて感染もしくは、汚れた手で食品に触れ、それを食べて感染

衛生的手洗いの順序

- 1 指輪や時計をはずし、手洗いの準備をする
- 2 まず手指を流水でぬらす
- 3 石けん液を適量手に受け取る
- 4 手の平と手の平を覆い合わせよく泡立てる
- 5 手の甲をもう片方の手の平でもみ洗う（両手）
- 6 指先をもう片方の手の平でもみ洗う（両手）
- 7 指を組んで両手の指の間をもみ洗う
- 8 親指をもう片方の手で包みもみ洗う（両手）
- 9 両手首まで洗い流す
- 10 流水でよくすすぐ
- 11 よく拭き取って乾燥させる

弘前大学医学部附属病院 感染制御センター

ゴージャーMHSによる
手指消毒の手順

流水での手洗いと、ここの順序が違います

- 1 蓋を開き少量の水を手に取る
- 2 手をカップ状にして指先をよく覆う（反対の手も同様）
- 3 両手のひらに覆い広がる
- 4 両手の甲と手の背もしっかりと覆う
- 5 手の間は親指を握り込んでしっかりと覆う
- 6 指を握り合せて爪にしっかりと覆う
- 7 腕根、袖に付着した汚れもしっかりと覆う
- 8 最後に両手首までしっかりと覆う

手指衛生の必要な場面

感染経路別予防策

標準予防策に加えて行う対策

- ・感染性の強い病原体、疫学的に重要な病原体が定着している患者、疑われる患者

微生物には感染経路がある

- ・感染の伝播経路を知り、その経路を遮断するために行う感染対策

感染予防策の構造

<p>空気予防策</p> <p>結核 麻疹 水痘 播種性帯状疱疹 など</p> <p>N95マスク</p>	<p>飛沫予防策</p> <p>インフルエンザ 風疹 流行性耳下腺炎 RSウイルス感染症 マイコプラズマ肺炎 新型コロナウイルス感染症 など</p> <p>サージカルマスク アイガード</p>	<p>接触予防策</p> <p>MRSA（とび菌） 感染性胃腸炎 流行性耳下腺炎 疥癬 新型コロナウイルス感染症 など</p> <p>手袋・エプロン・ガウン サージカルマスク アイガード</p>
<p>感染経路別予防策</p> <p>標準予防策（すべての患者に実施） スタンダードプリコーション + 予防接種（抗体獲得）</p>		

※血液媒介感染 針刺し事故等
B型肝炎ウイルス
C型肝炎ウイルス
ヒト免疫不全ウイルス etc

主な感染経路

5 μ m以下の粒子が空気中を浮遊し伝播

咳やくしゃみで、5 μ m以上の飛沫粒子に付着した病原体で伝播

空気感染

飛沫感染

接触感染

感染のもとをもっている人

感染を受ける(受けやすい)人

器具・人・環境から伝播

引用: INFECTION CONTROL 26巻4号

空気感染予防策

<ul style="list-style-type: none"> 飛沫核(5μm以下)が長時間空気中を浮遊し、空気の流れによって広範囲に飛散 感染患者の咳・会話等により放出された飛沫核を吸入することで感染 特殊な空調管理(陰圧)が必要 感染対策 <ul style="list-style-type: none"> N95マスクの着用 対象疾患の抗体価の獲得 	<p>主な適応疾患</p> <ul style="list-style-type: none"> 結核 水痘 麻疹
---	--

水痘・麻疹

感染力が強く、免疫がない人は、ほぼ100%感染

職員：罹患歴の確認
ワクチン接種推奨

罹患した子どもの登園のめやす

水痘：全ての発疹がかさぶたになるまで
麻疹：解熱した後3日を経過していること

空気・接触感染予防策

飛沫感染予防策

<ul style="list-style-type: none"> 飛沫(5μm以上)が咳・会話等で飛散(飛散範囲は1~2m程度) 飛沫が口腔・鼻腔粘膜、結膜等の粘膜に付着することで感染 特殊な空調管理は不要 感染対策 <ul style="list-style-type: none"> サージカルマスクの着用 感染者との間隔の確保 	<p>主な適応疾患</p> <ul style="list-style-type: none"> インフルエンザ RSウイルス ムンプス 風疹 COVID-19等
--	--

インフルエンザ

マスクの着用：咳せき、くしゃみ等の症状がある職員はマスク着用
マスクを着用できる年齢の子どもたちも同様

手指の衛生管理
環境清掃：消毒用エタノール等(ウイルスなので)

罹患した子どもの登園のめやす：
「発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること(乳幼児の場合)」

飛沫・接触感染予防策

接触感染予防策

<ul style="list-style-type: none"> 最も頻度が高い感染経路 感染予防として最も重要! 感染者から直接伝播もあるが、主に汚染された手指や器具を介して伝播する 一人のミスでも破綻しやすい 感染対策 <ul style="list-style-type: none"> 適切なPPEを選択し着用 手指衛生の励行 	<p>主な適応疾患</p> <ul style="list-style-type: none"> 薬剤耐性菌 感染性胃腸炎 疥癬 流行性角結膜炎 COVID-19等
--	---

感染性胃腸炎(下痢・嘔吐)

症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているため注意が必要)は、感染期間。
おむつ交換後の手洗いが重要。

環境清掃：次亜塩素酸ナトリウム
汚染した衣類：熱水(85 $^{\circ}$ C1分以上)もしくは次亜塩素酸ナトリウムでの浸漬

罹患した子どもの登園のめやす：
嘔吐、下痢症状が治まり、普通の食事がとれること

接触感染予防策

次亜塩素酸ナトリウム及び亜塩素酸水の希釈方法

消毒対象	調整する濃度(希釈倍率)	希釈法
ナトリウム漂白剤 ・嘔吐物や排泄物が付着した床・物 ・衣類等の浸け置き ・トイレの便座、ドアノブ、手すり、床等	0.1% (1000ppm) 0.02% (200ppm)	水1Lに対して約20ml (めやすとしては、500mlペットボトルにキャップ2杯弱) 水1Lに対して約4ml (めやすとしては、500mlペットボトルにキャップ0.5杯弱)
亜塩素酸水 ・嘔吐物や排泄物が付着した床・物 ・衣類等の浸け置き ・トイレの便座、ドアノブ、手すり、床等	亜塩素酸濃度100ppm 亜塩素酸濃度200ppm 亜塩素酸濃度500ppm 亜塩素酸濃度1000ppm	水1Lに対して約1L (2倍希釈) 水1Lに対して約100ml (10倍希釈)

○ 熱湯での希釈は行わない。
○ 塩素系消毒薬の希釈液は、時間の経たない有効濃度が減少することに留意する。
○ 製品によっては、浴槽等に保管するよう指示があるものがあり、指示に従い適切に保管することが必要となる。

衣類の処理

- ★衣類に嘔吐物がかかっている場合、服を脱がせ、別のビニール袋に入れて持ち出す。
- ★付着したものを軽く洗い流した後、85℃1分以上熱湯消毒する。
- ★その後は通常の方法で洗濯する。
⇒次の洗濯方法でも構いません。
 - ・通常の洗濯で塩素系洗剤を使う。
 - ・85℃以上の温水洗濯
 - ・熱乾燥（スチームアイロン・布団乾燥機の利用など）

新型コロナウイルス感染症

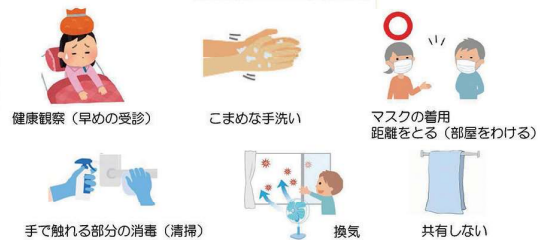
感染症法上の位置付けは2類⇒5類になった。
しかし、ウイルスの強さ等に変化はない。
症状が出る2日前からウイルスを排出している。
潜伏期間は5日間程度。
罹り患した子どもの登園のめやす：
「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過すること」
※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること

飛沫・接触感染予防策

新型コロナウイルス感染症



具体的には



2. ケガの処置① 保護者への報告を処置の前に手指衛生・手袋着用

- ★ すり傷
 1. 子どもを椅子に座らせて水で傷を洗浄する。
 2. 洗浄後、ガーゼで残った泥や砂をできるだけ取り除く。
* 砂などが取り切れない場合は病院で処置
 3. 清潔なガーゼで傷を軽く圧迫して止血する。
 4. 傷パットなどで傷をおおう。



2. ケガの処置② 保護者への報告を処置の前に手指衛生・手袋着用

- ★ 出血
 1. 清潔なパッドやハンカチで傷を強く圧迫して止血する。
* 受傷部位を心臓より高い位置にあげる
* 止血が困難な場合やショックを起こしているときは、救急車を要請する
保護者へ連絡する
 2. 受傷部位を心臓より高くあげたまま、水平に寝かせる。
* 傷の圧迫を10分間続ける
 3. 清潔な傷パットなどで傷をおおい、包帯で固定する。
 4. 止血できたら傷のある部位を持ち上げて包帯などで固定する。
 5. 病院へ搬送する。



2. ケガの処置③ 保護者への報告を処置の前に手指衛生・手袋着用

- ★ 鼻出血
 1. 子どもを座らせて頭を前に傾ける。
* 口呼吸をさせ、鼻の柔らかい部分を指で10分間つまむ
 2. 口の中にとまったものを吐き出させる。
* 出血が続けばさらに10分間つまむ
* 30分以上出血が続く場合は病院へ搬送する
 3. 出血が止まったら柔らかな綿などで鼻や口のまわりを拭く。
* しばらく静かなところに座らせて、再び出血しないか観察する



2. ケガの処置④ 保護者への報告を処置の前に手指衛生・手袋着用

- ★ やけど
 1. やけどをした部位を10分間以上流水で冷やす。
* 広範囲にやけどしたとき、ショックを起こしたとき、顔（口、鼻、のど、目）に熱傷したときは救急車を要請する。
 2. 衣類を慎重に脱がせ、痛みがそこついたら再び冷やす。
* 皮膚と衣類が癒着しているときは無理にはがさない
 3. やけどの部位を清潔な布でおおう。
* ビニール袋やラップを用いてもよい
 4. 保護者に連絡し速やかに病院へ搬送する。



3. 常備薬使用時の注意点

- ★むやみに市販の軟膏などで処置をしない。
- ★アレルギー症状や傷が悪化してしまうこともある。
- ★医療機関の受診を勧める。
- ★使用する場合は、
 1. 事前に保護者から確認をとっておくことも必要
 2. 添付文書に記載されている用量を守る
 3. 小分けにして使用 軟膏が汚染されない工夫
 - * 浸出液には、ウイルスや菌が含まれている可能性あり



4. その他① 「事故等の発生防止」

- ★ 安全な教育・保育環境を確保するための配慮点等
 1. 子どもの年齢（発達とそれに伴う危険等）
 2. 場所（保育室、園庭、トイレ、廊下などにおける危険等）
 3. 活動内容（遊具遊びや活動に伴う危険等）
- 例えば：睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面
 日常的な設備点検、固定遊具の安全点検
 いつも使用しているおもちゃ等

4. その他② 「チャイルドシートやシートベルトの大切さ」

チャイルドシートは交通事故の被害から幼児を守ります。
 幼児を自動車に乗せて運転する時は必ずチャイルドシートを使用しましょう。
 自動車の運転者は、チャイルドシートを使用しない6歳未満の幼児を乗せて、運転してはならないことが決められています。（道路交通法第71条の3第3項）。

チャイルドシートの正しい使用方法

6歳未満の子供を車に乗せる場合は、チャイルドシートを自動車専用シートベルトで正しく使用しましょう。乗客の注意を促すほか、子供が運転操作を妨げることを防止できます。

※子供の成長に合わせて、体格に合うものを使用する。
 ※なるべく後部座席で使用する。[助手席エアバッグ装着の場合] 乗客注意に設定する。
 ※安全帯が正しく固定されている場合は、乗客である子供にも「正しく使用」を指示する。

乳児用シート → 幼児用シート → 学童用シート

4. その他③ 「風邪に抗菌薬は効きません」

抗菌薬はウイルスには効きません

風邪を治すのは免疫力と休息、症状を緩和するお薬はある

原因が菌なら抗菌薬で治すのみ方を守ること

ウイルス性 風邪やインフルエンザなど

細菌性 細菌性の肺炎や中耳炎、膀胱炎など

引用：AMR臨床リファレンスセンター

まとめ

- 感染期間と潜伏期間を理解し対応 有症状時は特に対策が必要
- 手指を介して伝播させない 適切な場面で手指衛生（手洗い・手指消毒）実施
- ケガをしたときは、慌てずに対応する 保護者への説明はしっかりと 防げることは防ごう
- 軟膏類の使用には、注意が必要
- 風邪には抗菌薬は効きません

引用・参考文献

- ・保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）（2023年5月一部改訂）
- ・保育施設における感染症予防マニュアル（ver.1.0）佐賀県伊万里保健福祉事務所（2019年3月）
- ・厚生労働省Hp
 感染症対策の基礎知識 [000501120.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html)
 ノロウイルスに関するQ & A
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html
- ・新型コロナウイルス感染症
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html
- ・INFECTION CONTROL 26巻4号

引用・参考文献

- ・2007 隔離予防策のためのCDCガイドライン
- ・高齢者介護施設における 感染症対策マニュアル 改訂版（2019年3月）
- ・日本保育保健協議会 保育施設における応急処置
<https://nhhk.net/wp-content/uploads/2023/01/bb503671c8ba8d2a32ade52366305970.pdf>
- ・愛知県小児科医会 園で起こりやすいけがた応急処置
<https://www.bing.com/search?pglt=41&q=>
- ・子ども家庭庁
 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline/>
- ・警察庁
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/childseat.html>
- ・AMR臨床リファレンスセンター
<https://amrcnqm.go.jp/general/1-6-1.html>



実施結果

1.目的 保育所等に勤務する看護職員等を対象に、施設に感染管理認定看護師を派遣するなどして、平時の感染対策を研修・実践することで感染対策の強化を図る。

2.実施期間 令和6年7月～9月末

3.実施件数 19件

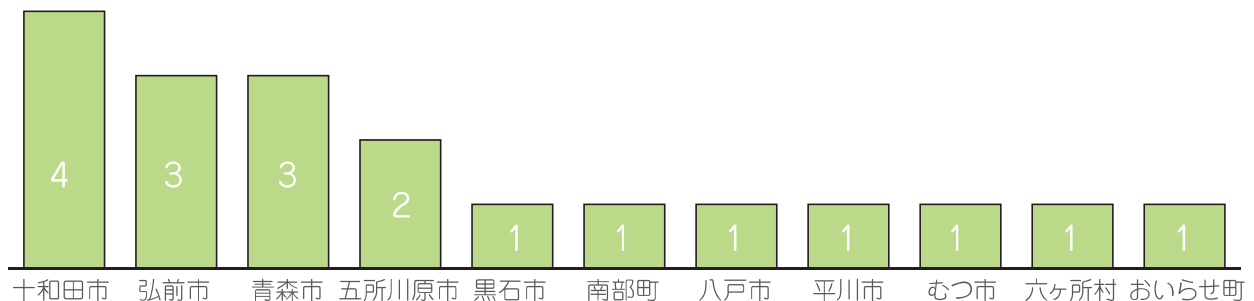
4.総受講者数 190名

5.研修内容 基本的な感染予防と小児の感染症

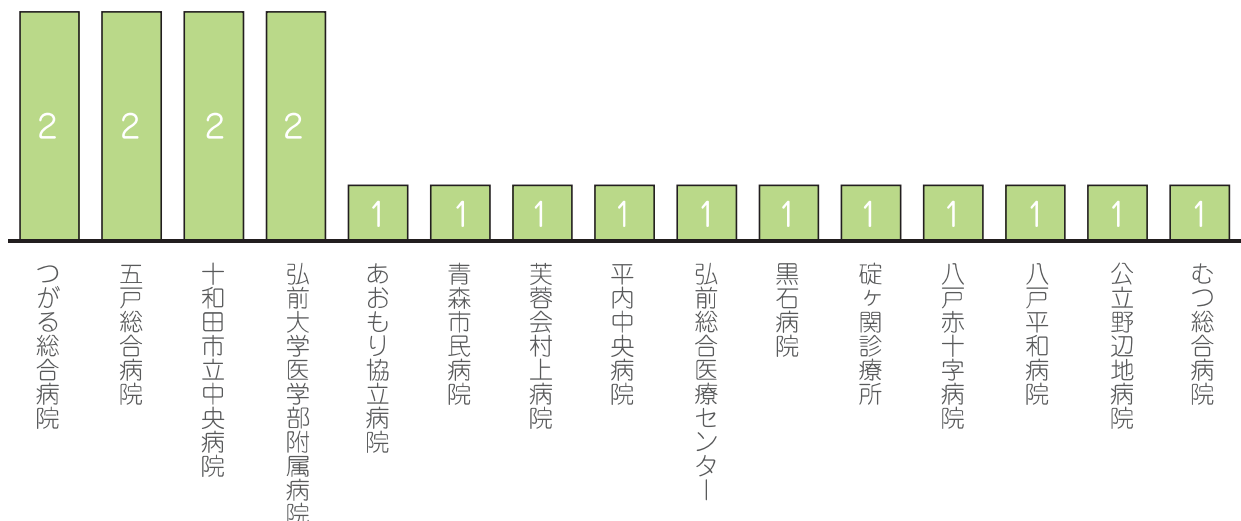
【そのほか感染以外の内容】

- ・ケガの処置
- ・健康管理
- ・誤嚥・痙攣・事故等発生防止等
- ・施設の衛生管理・環境整備
- ・救急箱の管理、常備薬の使い方、薬の飲ませ方
- ・午睡・食事の写真確認

6.市町村別参加保育所

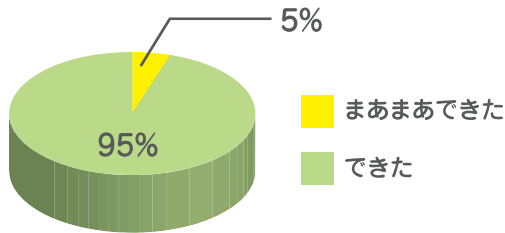


7.派遣認定看護師所属施設

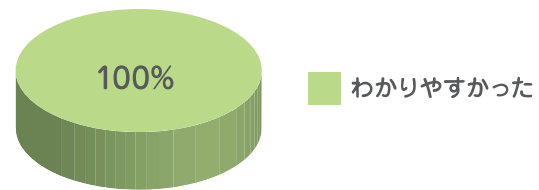


8. アンケート結果【保育施設の回答】

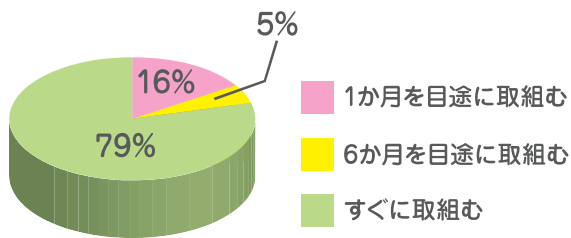
1) ねらいは達成できたか



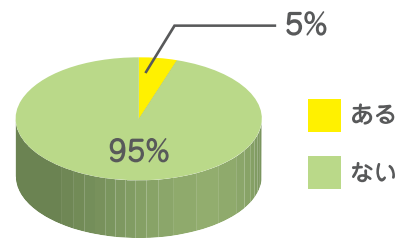
2) 研修の理解度について



3) 研修後の施設内での取り組みについて



4) その他、相談したい課題はあるか



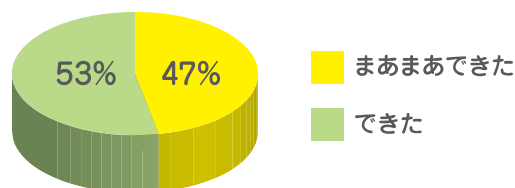
課題：骨折、脱臼時の対応と処置の実践

5) 事業についての意見等(抜粋)

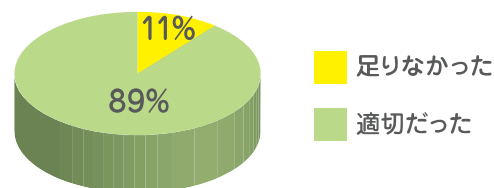
- ・2班に分かれての短い限られた時間に希望する内容をしっかりご講義下さりありがとうございます。今後、対応・処置の仕方等、実践実技で学んでみたいと思います。
- ・講師との事前打合せをするように言われても、病棟などの詳しい情報がなく大学病院に電話を繋いでもらえず困りました。連絡の取り方をもっとわかりやすくしてほしいです。
- ・とても詳しく資料も準備して頂きありがとうございました。わかりやすく実践できそうな事が多かったので職員で報告しあい取り組んでいきたいと思ひます。
- ・このような事業を実施してくださり、ありがとうございました。
- ・90分の研修はあっという間で実例を交えた内容でわかりやすく終始楽しく聞くことができた。実践できる事から本日の研修を活かし感染対策に取り組んでいきたい。
- ・手洗いの仕方、日ごろの衛生管理について再確認することができた。流行している感染症についても詳しく教えてもらうことができて有意義でした。
- ・ガイドラインに沿ってマニュアル化し対応しています。現場をラウンドして頂き、新たな視点を発見する事が出来ました。ありがとうございました。
- ・認定看護師派遣という取り組みはとても良いと思ひました。
- ・感染症対策について再確認できてよかった。質疑応答でさらに知識が高まった。感染管理認定看護師さんとも繋がりが持てて良かったです。
- ・すぐに実践できる内容が多かったため、とても自分のためになる研修であった。今回学んだ事を今後の保育に活かしていきたいと思ひた。
- ・講師のわかりやすく丁寧なお話しに、学びの多い園内研修となった。感染対策・看護の出張教室と3回利用させていただきました。今後よろしくお願いいたします。
- ・職員間で情報を共有することができ、とても良かったです。機会がありましたらまた、応募したいです。
- ・感染症は保育施設としては常に身近にあるものなので、流行規模を最小限にするために施設で対策の仕方をアップデートしていく必要があると思ひます。年に1回は研修していきたいと感じました。
- ・このような機会を設けて下さり有難うございます。内容がピンポイントでとても勉強になり、再確認もできた。
- ・保育園で医療的ケア児が増えてきているので感染や医療安全管理の勉強は必要と考えます。

9. アンケート結果【感染管理認定看護師の回答】

1) 施設のねらいを事前に把握し研修に取り入れることができたか



2) 研修時間は適切だったか



3) 事業についての意見等(抜粋)

・病院の枠を超え様々な場所で活動する事で視野も広がり自身のスキルアップにも繋がるため良いと思う。今後もニーズがあれば積極的に協力したい。依頼から実施までの期間が短く園側のニーズを十分把握しきれなかったように感じ、反省点の一つと考えている。打合わせに時間をかけクライアント側の希望に沿った内容を盛り込んだ研修にしたかった。

・実施側として現場で確認しながらできるので、このような取り組みは非常に良いと思う。
以下は保育園からの意見

- ・申し込みはしたが、どんな内容を依頼すればよいか悩んだ。
- ・感染対策について解りやすく説明してもらい職員も大変勉強になった。
- ・保育所における感染対策のガイドライン等は配布されているが、ページ数が多く確認が大変。
- ・今回のように感染対策について解りやすく説明があり、職員も大変勉強になった。
- ・要点がまとまっていて良かったし、現場に即した内容で話をしてもらい場面を想定しやすかった。
- ・質問にも答えてもらえてよかった。

・園で年長児向けの手洗いチェッカー等を使用する研修を検討しているが、チェッカーの購入が予算的に厳しい現実がある、園児向けに楽しく取り組む研修は色々あると思うし、創意工夫しながら進められると思います。当院の手洗いチェッカーを貸し出し可能ですが台数が限られています。看護協会でのチェッカー等物品の貸し出しについて現状を知りたい。

・研修に集中して熱心に臨んでいた。職員と手洗いの方法を振り返った。アルコール製剤での手洗い時、しっかりアルコールを擦りこんでいなかったようだった。園児にも指導するという声も聞かれ、職員の熱心な感染対策への取り組みを感じた。

・園の方々の意欲的な姿勢や日頃の感染対策にどのように取り組んでいるかを知る良い機会となりました。

・現場でどのように感染対策を実施しているか確認しながら行えるので具体的に対策の提案が出来ました。

・これまで新型コロナ対策を実施してきたが、もう少しStep upをしたいとのことであった。振返りができ、今まで実施していた事が“あっこれはまずい”と気づきよかったとのこと。
手洗いの確認の可視化は園児にもできると思った等の感想があった。有意義に時間を活用できたと思う。

・保育施設での感染対策の取り組みを知る良い機会となりました。

・「ケガの処置」だと範囲が広く感染対策以外の内容を期待して選択したかもしれない為、今後も継続するのであればタイトルをご検討ください。

・感染対応を中心に研修をしたが希望内容のケガの処置に関しては感染についてはなく、最新の処置方法などを知りたいとの事だった。多数のパターンを準備して対応できたが、園児に対する医療者の創傷処置などの研修が望まれているだろう。

・ノロセット等を実際に使用して吐物処理の実践を行いたかった。

・保育士さんより「感染対策は頑張っているが、時間が経過すると忘れてしまうことも多い」と意見があった。安定した感染対策を維持するためにも資質向上推進事業の継続は有意義と思います。

・手指衛生について初めて学んだとの事で、研修をできた事は良かった。しかし申込みした園のみとなるため、教育課程や入職時研修に感染・安全について組み込む必要性を感じた。

・園の研修への向き合い方や感染・安全への意識の高さを感じた。積極的に質問を頂き、また昨年も参加した職員もいて、安全に運営できていると感じました。

・蛍光塗料など研修に必要な物品について、講師が準備を行ったが感染対策では必須の講義必要物品であるため施設側が看護協会から借りるなどの体制があれば、ありがたいと思った。

派遣実施後調査

【目的】 事業実施保育所を対象に感染症対策の実施状況の変化等を把握する

【対象】 感染管理認定看護師派遣を受けた保育所19ヵ所

【回答数】 18件（回答率95%）

【調査時期】 令和6年10月

Q1. 感染管理認定看護師派遣の申込み理由(複数回答可)

項目	回答数
コロナウイルス感染拡大による影響があった	5
インフルエンザ・ノロウイルス等、感染症発生時の対応を確認したい	10
施設内の環境・設備等が感染予防に適しているか確認したい	17
看護職員がいない為	2
その他	1

 園内研修として職員間で正しい知識や情報を共有するため

Q2. 施設に感染対策のマニュアルはありますか

項目	回答数
マニュアルがある	18
マニュアルがない	0

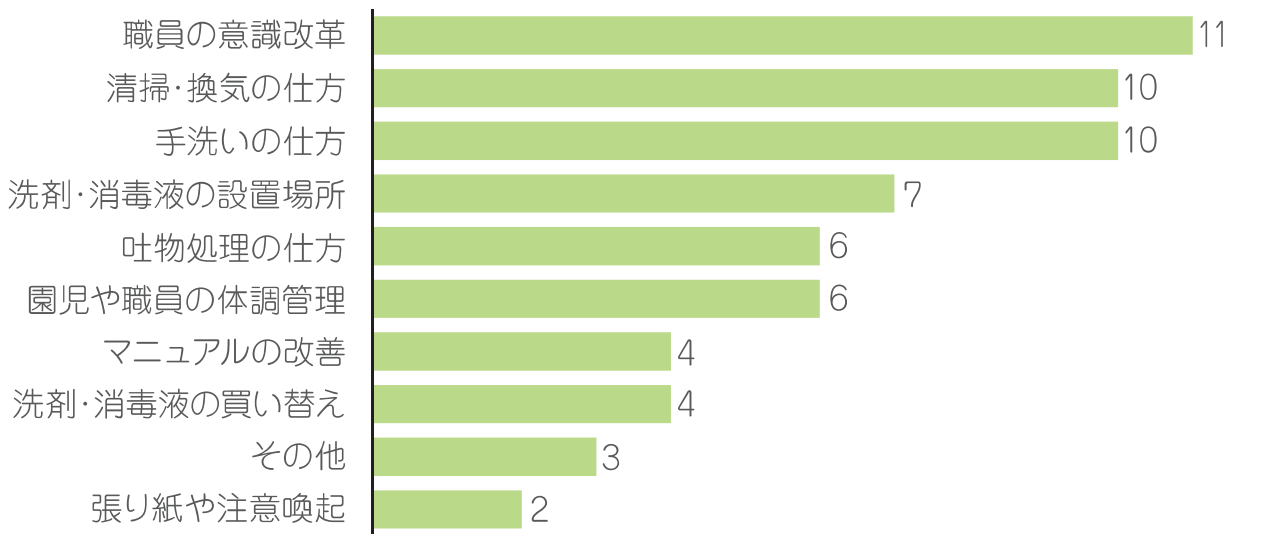
Q3. 実施後、施設内で情報共有等を行いましたか

項目	回答数
職員全員で共有した	16
全員ではないが共有した	2

Q4. 実施後、感染対策の改善はされましたか

項目	回答数
改善した	10
改善途中または改善予定	8

Q5. 改善(途中・予定)した内容(複数回答可)



※その他:救急箱(置き薬)の点検と消毒液の取り扱い

Q6. 感染対策を強化するにあたり、要望したい事がありますか

項目	回答数
ある	2
ない	16

- ・手指消毒に関するブラックライトを使った研修や嘔吐物処理の実践研修
- ・消毒液やマスクなど感染対策物品の支給

保育施設での感染対策研修会

青森県内の保育所等で働く看護職員等を対象とした感染管理スキルアップ研修会を実施し、保育所等における感染対策の質の向上や情報共有を図ることを目的とする。県内3会場(弘前・八戸・青森)で感染対策の基礎知識を講義し、嘔吐物の正しい処理方法について個人防護具の着脱を含めて演習を行った。

P17 実施要領

P18 講義資料の紹介

P25 研修会アンケート結果

実施要領

1.目的 保育所等で働く看護職員等を対象とした感染管理に関する研修会を実施することで、保育所等における感染対策の質の向上や情報共有を図る。

2.主催 公益社団法人青森県看護協会

3.委託元 青森県こども家庭部こどもみらい課

4.研修日程

	日時	場所	申込期日
弘前	10月30日(水) 13:00~15:30	アートホテル弘前シティ	10/ 3 ~10/23
八戸	11月14日(木) 13:00~15:30	ユートリー	10/15~11/ 5
青森	12月 2 日(月) 13:00~15:30	県民福祉プラザ	11/ 5 ~11/25

5.対象者 県内の保育所、認定こども園、小規模保育所、家庭的保育事業所、事業所内保育所に就業している職員

6.定員 各会場50名程度

7.受講費用 無料

8.プログラム

時間	内容
12:30	開場
12:55	オリエンテーション
13:00~15:00	【講義】感染対策の基礎知識 【演習】嘔吐物の正しい処理方法 質疑応答
15:00~15:30	グループワーク
15:30	終了

9.申込方法 看護協会ホームページの研修申込サイト「manaable(マナブル)」からお申込みください。
※申込みには受講者本人の「manaable」利用登録が必須となります。

10.その他 ・受講申込者以外の参加はできませんので、ご注意ください。
・欠席の場合は070-4120-4611(当日のみ)に連絡をお願いします。

11.問合せ先 公益社団法人青森県看護協会 事業課
〒030-0822 青森県青森市中央三丁目20番30号 県民福祉プラザ 3階
Tel.017-723-7523 Fax.017-735-3836

講義資料の紹介

青森県看護協会 令和6年11月14日

保育施設での感染対策


十和田市立中央病院 感染対策部
感染管理認定看護師 藤井真希

目標

研修目標 感染対策の基礎知識を得る
嘔吐物の正しい処理方法について学ぶ

行動目標

- ①標準予防策と感染経路別予防策について理解を深め、日常的に行っている感染対策を見直すことができる
- ②演習を通して、吐物処理における感染のリスクに気づき、自施設での嘔吐物処理方法を見直すことができる



2024/11/14

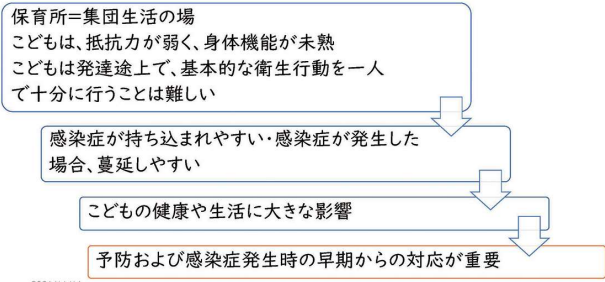
保育所と感染症

保育所＝集団生活の場
こどもは、抵抗力が弱く、身体機能が未熟
こどもは発達途上で、基本的な衛生行動を一人で十分に行うことは難しい

感染症が持ち込まれやすい・感染症が発生した場合、蔓延しやすい

こどもの健康や生活に大きな影響

予防および感染症発生時の早期からの対応が重要



2024/11/14

1. 感染症とは(病原体、感染経路)
乳幼児の特徴
 2. 標準予防策/感染経路別予防策
 3. 消毒薬の選択・希釈
 4. 集団発生が多い疾患別対策
(インフルエンザ/新型コロナウイルス、ノロウイルス)
 5. 演習
 6. まとめ
- 2024/11/14

感染症とは(病原体、感染経路) 乳幼児の特徴

2024/11/14

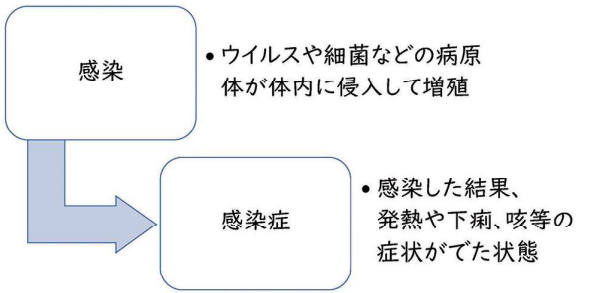
感染症

感染

- ウイルスや細菌などの病原体が体内に侵入して増殖

感染症

- 感染した結果、発熱や下痢、咳等の症状がでた状態

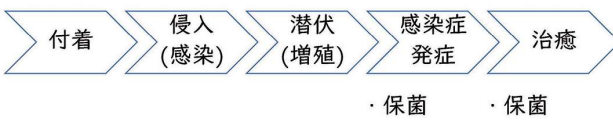


2024/11/14

感染と発症

付着 → 侵入(感染) → 潜伏(増殖) → 感染症発症 → 治癒

・保菌 ・保菌



2024/11/14

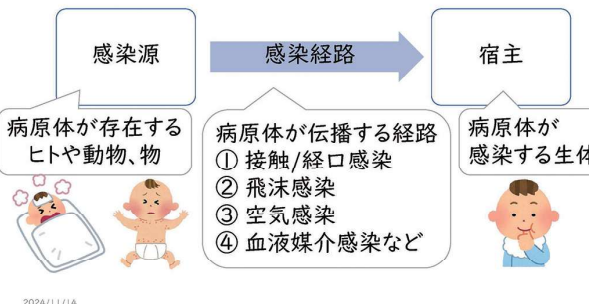
感染の三要素

感染源 → 感染経路 → 宿主

感染源
病原体が存在するヒトや動物、物

感染経路
病原体が伝播する経路
① 接触/経口感染
② 飛沫感染
③ 空気感染
④ 血液媒介感染など

宿主
病原体が感染する生体



2024/11/14

感染の三要素に対する対策

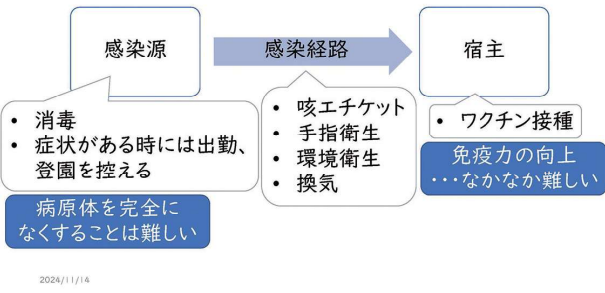
感染源 → 感染経路 → 宿主

感染源対策
• 消毒
• 症状がある時には出勤、登園を控える

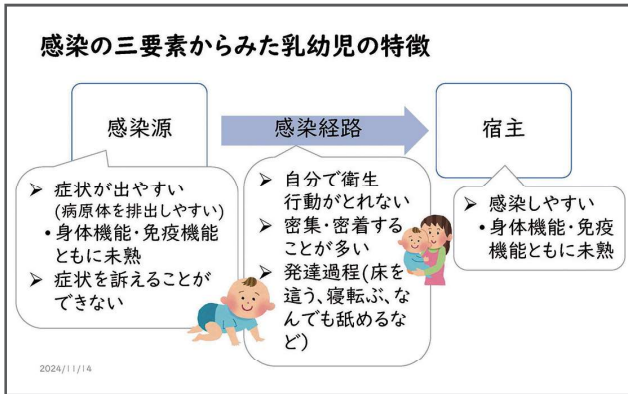
感染経路対策
• 咳エチケット
• 手指衛生
• 環境衛生
• 換気

宿主対策
• ワクチン接種
免疫力の向上
…なかなか難しい

病原体を完全になくすることは難しい



2024/11/14



感染源とわかりにくい感染者も

- 症状がある⇒大量の病原微生物を排出・・・感染対策をとりやすい
- 症状が出る前から病原微生物を排出する感染症もある
- 明らかな症状がない、症状が軽い場合もある

対策をとりにくい

↓

- はっきりとした感染症の症状がある場合には、登園を控えてもらう、急に症状が出た場合には別室で保育するなどの対策をとる
- 職員も症状があれば勤務しない
- 症状がなくても、平時から手洗いなど感染予防対策を習慣にする

2024/11/14 参照:保育所における感染症対策ガイドライン p6

標準予防策/感染経路別予防策

2024/11/14

標準予防策

全ての患者の

- 血液
- 汗を除く体液、分泌物、排泄物
- 健常でない皮膚
- 粘膜

は感染性があるものとして対応する

→

こどもと職員双方の感染の危険を少なくする

- アメリカの疾病管理センター(CDC)が提唱
- 従来は病院内の感染予防策として用いられてきた
- 近年は病院内に限らず一般社会でも感染の可能性のあるものを取り扱う場合に必要と考え方として広まっている

2024/11/14

- ### 標準予防策の主な項目
- 手指衛生
 - 個人防護具の適切な使用
 - 咳エチケット
 - 患者の配置・移動
 - 環境管理
 - リネンの取り扱い
 - .
 - .
 - .

保育所での標準予防策

具体的な場面	実施策
「感染の可能性のあるもの」に素手で触れた ・手袋を外した後	石鹸をつけてよく洗う、消毒する
鼻出血や傷の処置など血液に触れる可能性がある場合 ・便やおう吐物の処理をするとき	使い捨て手袋を着用する
便やおう吐物の処理をするとき ・こども及び職員に咳・くしゃみ等の症状がある時	マスクを正しく着用する
使い捨ててはならない器具や血液等のついたもの・環境やリネンの処理	よく洗い、消毒する、乾燥させる

2024/11/14

手指衛生

- 感染対策の基本
- 手指に付着する病原微生物を除去し、感染を防ぐ

目に見える汚れがない

手指消毒15秒

目に見える汚れがある
おむつ交換・トイレ介助の後

手洗い30秒

2024/11/14

- ### 手指衛生が必要な場面
- | | |
|--|--|
| 職員 <ul style="list-style-type: none"> 出勤時 休憩に入る前・業務に戻る前 保育室に入る前 飲み物や食事を準備する前と後 食事介助の前と後 オムツ交換やトイレ介助の後 鼻水やよだれ、血液など体液に触れた後 戶外活動の後 | こども <ul style="list-style-type: none"> 登園時:施設に入ってから(保護者も) 飲んだり食べたりする前と後 トイレを使用した後 鼻水やよだれが手に付いている時 戶外活動や動物/植物/昆虫に触れた後 |
|--|--|
- 2024/11/14

手洗いで注意すること

- ・固形石鹸は不潔になりやすいので、液体せっけんが推奨される
- ・液体石鹸のつき足しは石鹸容器や石鹸そのものの細菌繁殖のリスク
⇒空になった容器を洗って乾燥させてから使用
- ・手洗い後のタオルの共有は避ける…日常的にペーパータオルの設置が難しい場合でも、感染症の流行期にはペーパータオルを使用が望ましい



2024/11/14

使い捨て手袋を使用する際の注意点

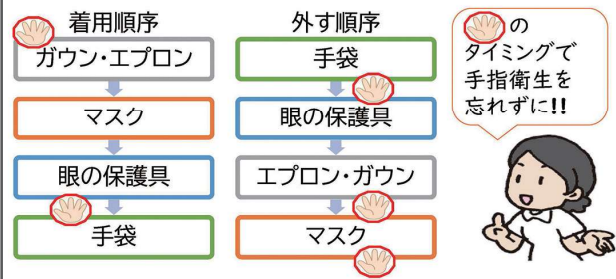
- ・つけっぱなしであちこち触らない
- ・外す際には手を汚さないように注意する
- ・外した後は手指衛生(手を消毒するか、洗う)

手指衛生のNGポイント

- ・手指消毒剤を出す時、中途半端にプッシュ
- ・手指消毒剤で湿らすだけ
- ・手を振って乾かす
- ・ハンドソープでもみ洗いする前に流してしまう
- ・手指消毒剤の継ぎ足し
- ・スプレータイプの消毒用アルコール使用

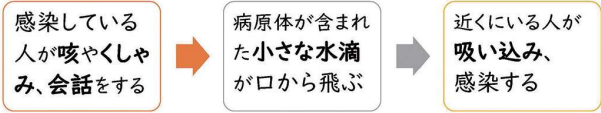
2024/11/14

個人防護具(PPE)の安全な着脱の順序



2024/11/14

飛沫感染予防策



- ・対策
 - 飛沫が飛び散る範囲(2m)より離れる
 - 症状があればマスクを着用する、咳エチケットの実施
 - 感染症の流行期には、職員はマスクを着用する

参照:保育所における感染症対策ガイドライン

2024/11/14

咳エチケット

- ①咳や鼻水などの症状がある人はマスクを着用する
- ②マスクがないときには、ティッシュやハンカチで口や鼻をおおう
- ③とっさの時は、袖で口や鼻をおおう

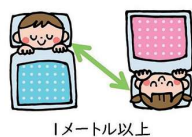


イラスト出典: illustAC

2024/11/14

こどもの咳エチケット

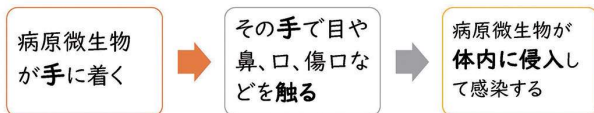
- ・こどもの発達段階に合わせた咳エチケットの健康教育
- ・咳や鼻水などの症状がある場合
⇒あきらかにいつもと違う症状の場合、いつもより症状が強い場合には、登園を控えてもらう
⇒いつも同じような症状がある、急性期は過ぎたが症状が長引いているなどの場合、マスクをできる年齢であれば可能な範囲でマスクを着用、午睡や食事の時には1メートル以上離れる、向かい合わないなど工夫する



1メートル以上

2024/11/14

接触感染予防策



- ・対策
 - 手洗いが重要
 - 尿や便、血液、唾液、目やに、傷口などに触れる可能性がある場合にはあらかじめ使い捨ての手袋を着用する

参照:保育所における感染症対策ガイドライン p12

2024/11/14

経口感染予防策

病原体を含む
食物や水を飲食用



病原体が胃や腸に届い
て感染する

• 対策

- 食事の提供や食品の取扱いに関する通知、ガイドライン等を踏まえ、適切に衛生管理を行うことが重要
- 不顕性感染者が感染症にかかっていることに気付かないまま調理業務に従事し、食中毒が発生した事例がある
⇒ 調理従事者が手指の衛生管理や体調管理を行うことが重要

2024/11/14

参照：保育所における感染症対策ガイドライン p15

トイレ（下痢や感染症に罹っている場合）

- 便器やその周囲は、使用後、便器やその周囲だけでなく、水洗レバー、ドアノブなど手で触れる部分の汚れを拭き取り、次亜塩素酸ナトリウム溶液で清拭する
- ウォシュレットは使用しない
- 手拭きタオルは共用しない

便から手指に付着した病原微生物は、このような多くの人が触れる部分を通してひろがっていきます。

環境の消毒時の注意

- 拭き取り消毒をおこないます



スプレーは？

スプレーでは点状にしか消毒できません。吹きかけることで病原微生物が舞い上がったり、まわりにいる人が消毒液のミストを吸い込む恐れもあります。



2024/11/14

消毒薬の選択・希釈

2024/11/14

「消毒」と「除菌」について

消毒

- 菌やウイルスを無毒化すること
- 「薬機法」に基づき、厚生労働大臣が品質・有効性・安全性を確認した「医薬品・医薬部外品」の製品に記載

除菌

- 菌やウイルスの数を減らすこと
- 「医薬品・医薬部外品」以外の製品に記載されることが多い
- 細菌やウイルスを無毒化できる製品もある（一部の洗剤や漂白剤など）

2024/11/14

次亜塩素酸水について

「次亜塩素酸ナトリウム」と「次亜塩素酸水」は、名前が似ているが、別のものである

- 「次亜塩素酸ナトリウム」・・・アルカリ性で、酸化作用を持ちつつ、原液で長期保存ができる（例：ハイターなどの塩素系漂白剤）
- 「次亜塩素酸水」・・・酸性で、「次亜塩素酸ナトリウム」と比べて不安定であり、短時間で酸化させる効果がある反面、保存状態次第では時間と共に急速に効果がなくなる

2024/11/14

次亜塩素酸水について

- 「次亜塩素酸水」にはいくつかの製法がある
- 食品添加物（殺菌料）に指定され、規格が定められたものは、食品加工工場における野菜の洗浄などに使われている
- 次亜塩素酸ナトリウムを原料に、酸を加えたり、イオン交換等を行うことで酸性に調整したものを「次亜塩素酸水」として販売されているが、これには規格や基準が無く、成分がはっきりしないものもある
- 「pHを調整した次亜塩素酸ナトリウム」と称して販売する例があり、アルカリ性の「次亜塩素酸ナトリウム」と酸性の「次亜塩素酸水」の混同の一因になっている

2024/11/14

次亜塩素酸ナトリウムの希釈例

対象物	濃度	製品濃度		
		10%	5%	1%
希釈液を500ml作る場合の量				
• 便・吐物の処理	0.1% (1000ppm)	5ml	10ml	50ml
• 目に見えた汚れがない環境や物品	0.02% (200ppm)	1ml	2ml	10ml

◆ 希釈した消毒液は時間が経つにつれて効果が低くなるため、作り置きをしない

2024/11/14

集団発生が多い疾患別対策 (インフルエンザ/新型コロナウイルス、 ノロウイルス)

2024/11/14

インフルエンザ?新型コロナ?風邪?

	典型的な症状	流行の時期
風邪	鼻水やのどの痛み等の局所症状	通年
インフルエンザ	発熱、せき、のどの痛み、全身倦怠感、関節痛等の全身症状、下痢	日本では冬季に流行。沖縄では夏に流行することもある。
新型コロナウイルス感染症	発熱、せき、のどの痛み、全身倦怠感、関節痛等の全身症状、下痢、嗅覚や味覚の異常など	通年

2024/11/14

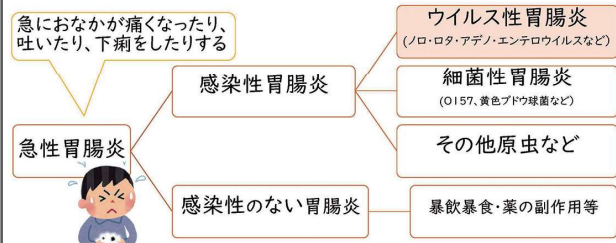
熱がない・検査で陰性

- 予防接種をしている場合
 - 風邪薬、痛み止めの薬などを服用している場合
- インフルエンザ/新型コロナウイルスを発症しても**熱が上がらない**ことがある
- 発症して間もない
 - 検査に非協力的できちんと検体が採取できない
- インフルエンザ/新型コロナウイルスでも**検査で陽性にならない**場合がある

熱がない場合や検査で陰性の場合でも、かかっていないとは言い切れない

2024/11/14

感染性胃腸炎とは



2024/11/14

胃腸炎を起こすウイルスの特徴

- 10~100個のウイルスでも発症するほど**感染力が強い**
- おう吐物や便中に**多量のウイルス**が含まれる
 - 例: 便1gにノロウイルスは10億個、ロタウイルスは100億個
- 症状がおさまっても、ノロ・ロタウイルスは数週間、アデノウイルスは約1か月便中に排泄される
- 乾燥に強い
- エタノール消毒は効きにくい

2024/11/14

検査について

- ノロウイルス抗原検査
 - 3歳未満、65歳以上の方等、保険適用が限定されている
- ロタウイルス抗原検査・アデノウイルス抗原検査
 - 保険適用(年齢等の制限はない)
- 感染していても陽性とならない場合もあり、**感染していないことを確かめることはできない**

検査して陰性≠感染対策不要

嘔吐や下痢の症状がある場合には、消毒を含め感染対策が必要

2024/11/14

嘔吐物処理 事前の準備

- グローブ、エプロン、マスク
- キャップ、シューズカバー
- ごみ袋
- ビニール袋
- ペーパータオル
- 新聞紙
- 次亜塩素酸ナトリウム
- 希釈容器

セット化していますか?
職員みんながどこにあるか知っていますか?



2024/11/14

吐いている人を発見したら

- ① 他の職員へ応援を頼む
- ② 嘔吐者のケア
- ③ 他の園児を避難させる
- ④ 必要物品の準備
- ⑤ 嘔吐物の処理

できれば二人以上で行いましょう

嘔気嘔吐が続きます。ビニール袋などを持たせ、口に当ててもらって、使い捨ておむつやシートをして横向きに寝かせるなど対策を!

吐物で衣服や手・髪の毛など身体が汚染されている可能性
⇒移動や更衣時、周囲を汚染しないよう注意!



2024/11/14

嘔吐物の処理

- ① 嘔吐物を外側から内側に向かって集めながら拭き取る
- ② 拭き取ったペーパーはゴミ袋に入れる
- ③ 手袋が汚染している場合には交換する
- ④ 0.1%次亜塩素酸ナトリウムを浸したペーパーなどで10分間浸して消毒する
- ⑤ 外側から内側に向かって拭き取る
- ⑥ 防護具・廃棄物は密閉して処理する
- ⑦ 手指衛生は流水と石けんでいねいに洗う

2024/11/14

靴底の汚染に注意

- 周囲を広めに新聞紙で覆いその上を歩く
- シューカバー着用
(自分の履物の汚染を防ぐ・はずすタイミングが重要)
- 汚染域を取り決め履物を履き替える 等

2024/11/14

排泄物および吐物の処理手順



2024

出典：平成23年度感染症対策ネットワークセミナー資料（一部改訂）

演習：嘔吐物処理

- ① デモンストレーション
- ② 各グループで役割を決める
 - 嘔吐する園児
 - 嘔吐した園児の誘導者
 - 嘔吐物処理者(2名)
 - 演習の評価者
- ③ 演習開始

2024/11/14

まとめ

保育所は、感染症が持ち込まれやすい・
感染症が発生した場合蔓延しやすい

基本は標準予防策、日頃から手洗いを
習慣にし、環境は清潔を保つ

感染症発生時には、感染経路別予防策
を追加し、必要に応じて環境も消毒する

2024/11/14



御清聴
ありがとうございました

備えあれば
憂いなし



2024/11/14



演習

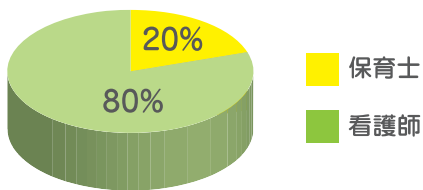


グループワーク

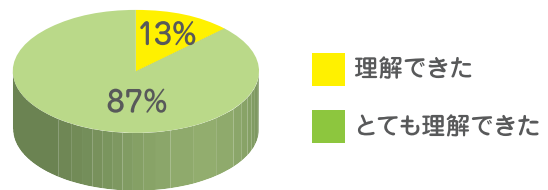
弘前会場アンケート結果

- 【 内 容 】 講義、演習、グループワーク
- 【開催日時】 令和6年10月30日(水)13:00~15:30
- 【 会 場 】 アートホテル弘前シティ プレミアホール
- 【参加人数】 28名
- 【回 答 数】 16件 (回答率57%)

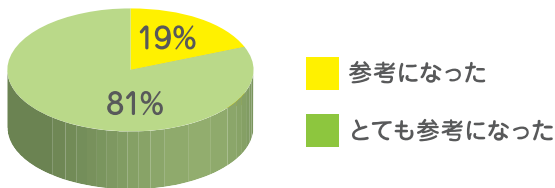
I. 職種



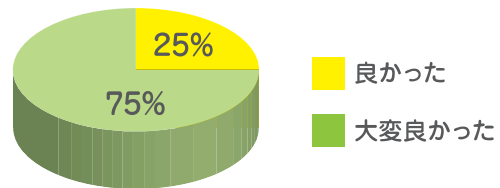
II. 講義内容の理解度



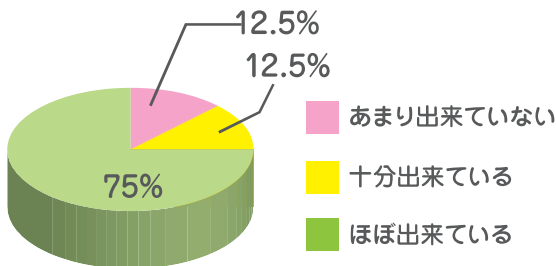
III. 演習について



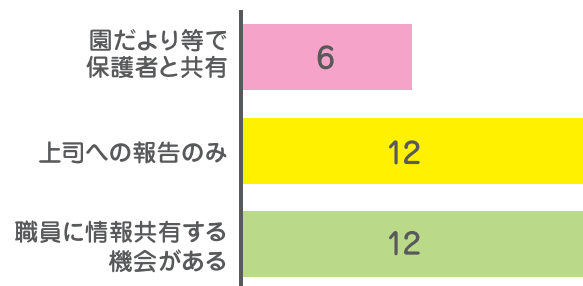
IV. グループワーク



V. 自施設の感染対策について



VI. 受講後について(複数回答可)



VII. 意見・感想(抜粋)

- ・とても勉強になりました。学んだことを職員間で共有し、実践したいと思います。
- ・わかりやすい講義、演習でした。グループワークもいろんな園のお話、看護師目線、保育士目線でのお話が聞けたので楽しかったです。ありがとうございました。
- ・他の施設で働く看護師の方々と色々な意見交換が出来て良かったと感じた。今後は演習の前にお互い自己紹介をしてから役割分担などをする流れにした方が、よりみんなで協力しながら演習ができると思った。

八戸会場アンケート結果

【内容】 講義、演習、グループワーク

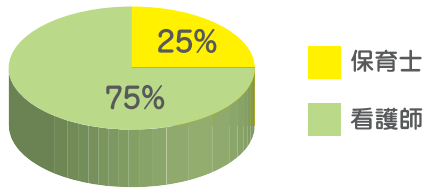
【開催日時】 令和6年11月14日(木) 13:00~15:30

【会場】 ユートリー 多目的大ホールB

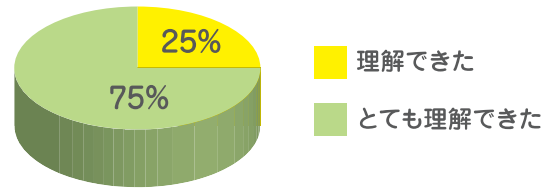
【参加人数】 19名

【回答数】 8件 (回答率 42%)

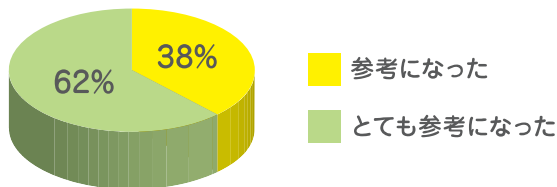
I. 職種



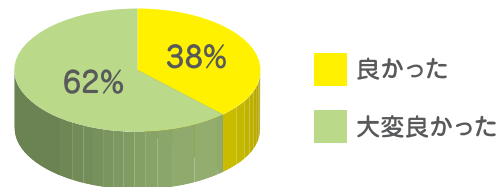
II. 講義内容の理解度



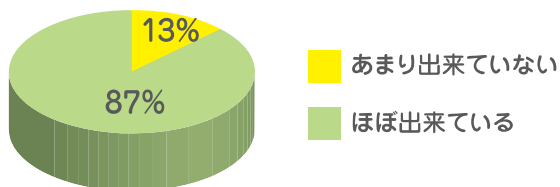
III. 演習について



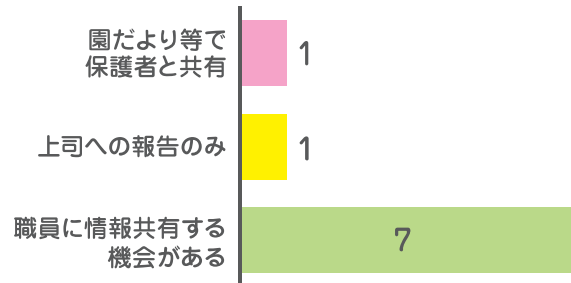
IV. グループワーク



V. 自施設の感染対策について



VI. 受講後について(複数回答可)



VII. 意見・感想(抜粋)

- ・とても有意義な時間でした。演習は話を聞いただけでは覚えているようでも記憶が抜けていたりしているので実際に行う事の大切さを改めて思いました。
- ・感染性胃腸炎の多くなる時期を前に嘔吐物処理方法について演習が出来て良かったです。保育園では嘔吐した園児の更衣等も並行して行わなければならない場合もありますが感染拡大させないように実行し他の職員にも伝えたい。グループワークでは他保育園の情報が参考になりました。
- ・実際にやってみて、うちの園では意外と対応が出来ていると感じました。全職員が対応できるように園内研修を行う予定です。
- ・今回の研修会で今一度感染対策や予防に気をつけていこうと思いました。また、他の園の情報なども聞けて良い研修会でした。
- ・保育士3人での対応だったが実際には3人での対応は厳しい状況。他の子供の安全や対象児のケアを考えるとマンパワー不足もあり得る、応用も聞きたかった。

青森会場アンケート結果

【内容】 講義、演習、グループワーク

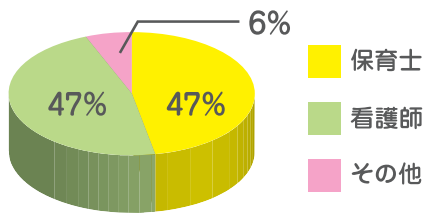
【開催日時】 令和6年12月2日(月) 13:00~15:30

【会場】 県民福祉プラザ 大・中研修室

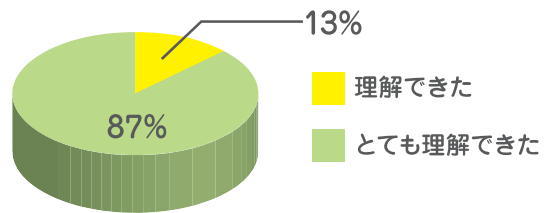
【参加人数】 23名

【回答数】 15件(回答率65%)

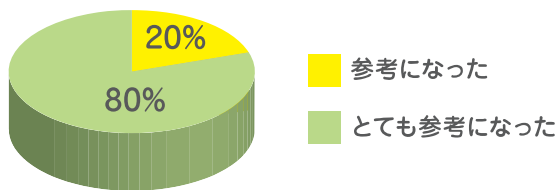
I. 職種



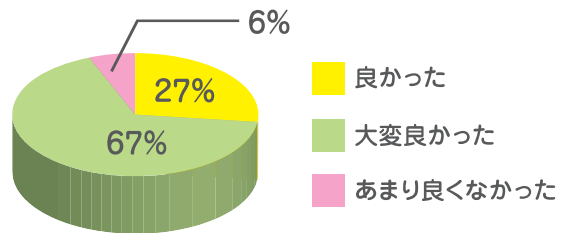
II. 講義内容の理解度



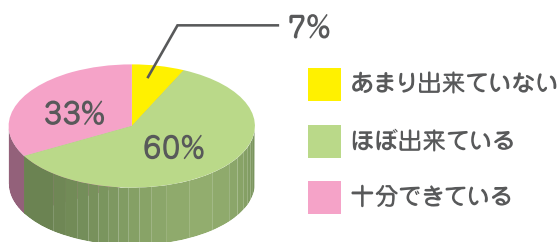
III. 演習について



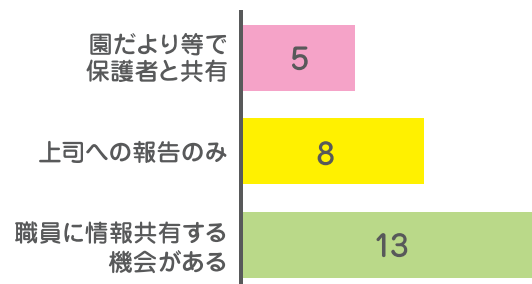
IV. グループワーク



V. 自施設の感染対策について



VI. 受講後について(複数回答可)



VII. 意見・感想(抜粋)

- ・グループワークの時、グループによって話が進むグループもあれば沈黙のグループもある為、せめて最初だけでも、コーディネーター役のスタッフがいれば良かった。今後、保育施設で働く看護師特有の悩みなどの情報交換もしたいので看護師だけのグループも検討してほしい。
- ・とても分かり易く、ためになりました。ありがとうございました。
- ・まだ看護師としての経験が浅いため、講義のスピードが早くついていけない事がありました。
- ・以前、保健所で主催した同じ感染症対策の研修に行った事があり、その時はフットカバーを使用していたので、それも必要だと思いました。
- ・講義の内容もわかりやすく、改めて再確認できたこともあった。演習では実際にガウンなどを着用して行い、とてもよい勉強になりました。今回学んだことを活かしていきたいと思います。

まとめ

令和5年度から3年計画で始まった本事業では、今年度も希望のあった県内19か所の保育園等に感染管理認定看護師を派遣しました。

自施設における感染対策の見直し、小児の感染症についての研修等それぞれが希望する内容で実施し、実際に園内を見てもらうことで感染対策を具体的に指導することができました。実施施設の感想から、「すぐに役立つ内容だった」「もっとたくさんのことを聞きたい」等の意見が多く聞かれました。

つぎに、保育施設での感染対策研修会では、青森・弘前・八戸を会場とし集合研修を行い、合計69名参加がありました。感染症の蔓延を防止するための感染対策と嘔吐物の適切な処理の仕方についてスライドを用いて講義し、その後グループごとに防護具の着脱と嘔吐物処理の演習を行いました。

また、グループワークでは他園の職員(看護師・保育士)との交流を目的に活発な意見交換がされていました。

研修参加者から普段悩んでいる事や疑問点などの質問があり、感染管理認定看護師の講師・演習支援者から丁寧な助言をいただきました。質問の一部をQ&Aにまとめましたので、ご覧ください。

嘔吐物処理Q&A

Q1 たたみやじゅうたんに嘔吐した場合どうすればよいの？

- A 次亜塩素酸ナトリウムでの消毒や熱水での処理ができない場合の対応として
- ① 嘔吐物を可能な限り取り除き処理する
 - ② スチームアイロンを1カ所あたり1分以上充てて、直接触れないこと
- *時間は熱水処置85℃以上1分を参考にしました

Q2 吐物処理のくつの裏はどうすればよいの？

- A 汚染時は次亜塩素酸ナトリウムを含んだもので清拭する

Q3 1人で処理する時の留意点は？

- A
- ① 1人でも多人数でも行うことは同じなので処理範囲を狭めることなく、基本に則り行うこと
 - ② 汚染した手袋で清潔な物品に触れることや処理中にあちらこちらに移動しないなど、他への感染リスクを拡げない行動をすること
 - ③ 自分が感染しないように最後は石けんと流水での手洗いをしっかり行うこと

Q4 嘔吐したこどもや、他のこどもたちのケアで留意することは？

A 嘔吐したこども

- ① 次の嘔吐に備えることと不安にならないように対応する
- ② 誤嚥に注意し、ビニールや吸水シートなどを敷いて顔を横に向けて寝かせる
- ③ 着替え等する場所に予めビニールシートや新聞紙等を敷き使用後は消毒する
- ④ 衣類は放置せず速やかにビニール袋に入れ、バイタルや全身状態の確認をする

A 他のこどもたち

嘔吐物に触れたり近づかないようにし、気分不快になることもあるので嘔吐しても大丈夫のように準備をして全身状態の確認をする



こどもたちのことは
普段実施している事の
延長で大丈夫です

編 集 公益社団法人青森県看護協会

〒030-0822

青森市中央三丁目20番30号 県民福祉プラザ3階

TEL.017-723-7523 FAX.017-735-3836

E-mail : ao.nurse@ceres.ocn.ne.jp

発 行 2025年2月

印 刷 株式会社 東奥アドシステム



「看護の日」キャラクター